

事務連絡
令和4年12月21日

各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

学校法人が実施する海外事業に関する調査の結果について（周知）

学校法人が海外で事業を実施する場合の取扱いについては、「学校法人が海外事業等を実施する場合に留意すべき事項について」（令和4年6月21日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課事務連絡。以下「令和4年6月21日付事務連絡」という。）等においてお示ししているところです。

このたび、「学校法人による海外事業の実施状況等の把握について（依頼）」（令和4年7月8日付文部科学省高等教育局私学部私学行政課事務連絡）において実施した調査につきまして、結果を集計しましたので、お知らせいたします。

今回の調査結果を踏まえてご留意いただきたい事項を下記のとおり整理しましたので、各学校法人におかれては、海外事業を実施する際のテロ資金供与対策の徹底をお願いいたします。

また、各都道府県私立学校主管部課におかれては、所轄の学校法人に対して、本件について周知いただくとともに、学校法人がテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、引き続き指導・監督いただくようお願いいたします。

記

1. 調査の結果及び調査結果に基づくリスク評価について

学校法人の実施する海外事業に関する調査結果については、別添を参照いただきたいこと。今回の調査において、海外事業を実施している学校法人数は限定的であったこと。海外事業を実施している学校法人についても、危険度を図る取引相手国・地域、取引形態等に鑑みると、学校法人がテロ資金供与に悪用されるリスクは低いものと考えられること。

2. 学校法人が海外事業を行う際の留意事項について

令和4年6月21日付事務連絡でお示したセルフチェックリストを活用し、

まずは各学校法人において、海外事業に係るリスクの低減を図ること。

万が一、実施している海外事業において、テロ資金供与の疑いがあるなどの疑義が生じた場合には、警察にご相談いただくとともに、所轄庁にもご連絡いただきたいこと。

【別添】 学校法人の実施する海外事業に関する調査結果概要

【連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

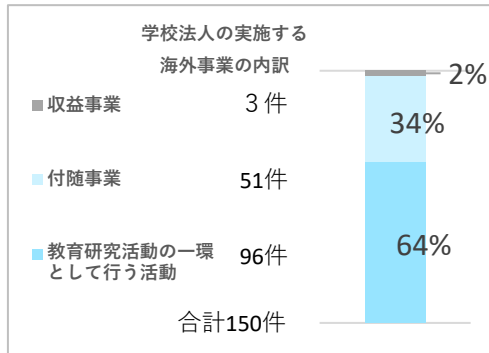
電 話：03-5253-4111（内線 2532・2533）

メール：sigakugy@mext.go.jp

調査概要

調査目的	学校法人が海外においてテロ資金供与の活動に巻き込まれることのないよう、各学校法人において実施されている海外事業について実態を把握すること
回答対象	海外事業※1（教育研究活動の一環として行う活動も含む）を実施している学校法人※2における、令和3年度の海外事業の状況 ※1：留学生の受入・送出手は学校法人が海外において実施しているとはいえないため対象外。※2：海外事業を実施していない学校法人は無回答。
調査項目	・事業区分（教育研究活動の一環として行う活動 / 付随事業 / 収益事業） ・実施国 ・契約の相手方の属性確認の有無 ・現金取引の有無 等

調査結果



() は法人数	海外事業の件数	リスクのある国・地域での取引を行う事業数		契約の相手方が不明の事業数	現金取引を行っている事業数
		ブラックリスト国	グレーリスト国		
文部科学大臣所轄学校法人	121(48)	0(0)	9(6)	0(0)	1(1)
都道府県知事所轄学校法人	29(22)	0(0)	4(3)	0(0)	2(2)

ポイント

- ・学校法人の実施する海外事業は、教育研究活動の一環として行う活動と付随事業が大半を占める。これらは、主な顧客が学生等の個人である、事業規模が限られているなど、**テロ資金供与の活動に巻き込まれるリスクが低い活動**。
- ・高リスク国・地域（ブラックリスト国）で活動する学校法人はなく、強化モニタリング対象国・地域（グレーリスト国）での活動もごく一部。
- ・契約の相手方については、公的な認証を得ている海外の教育機関が最も多く、それ以外の場合においても、**契約の相手方の属性確認は実施**。
- ・金融機関を通さず現金取引を行っている事業はあったが、扱う金額は数万円程度のごく少額であり、事業経費として適切に会計処理。

リスク評価の結果

- 学校法人は私立学校を設置・運営することを目的として設立されるものであることから、**海外事業は限定的**。海外事業を含めた学校法人の活動については、毎年度財務関係書類や事業報告書等の作成・閲覧が義務付けられているほか、私学助成を受けている場合は、それらの書類を所轄庁に提出することが義務付けられている。また、収益事業を行う際には、寄附行為に記載したうえで所轄庁の承認を得ることが必要であるなど、学校法人の活動には一定程度の所轄庁の関与がある。
- このことも踏まえ、海外で活動する学校法人について、①商品・サービス、②取引形態、③国・地域、④顧客属性の4つの観点からテロ資金供与の活動に巻き込まれるリスクを評価した結果、**学校法人がテロ資金供与に悪用されるリスクは低いもの**と考えられる。